

# 提案募集専門部会 説明資料

町村の都市計画の決定に関する  
都道府県の同意の廃止関係

国土交通省都市局都市計画課

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）

町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する。

5

（参考）運用指針で定められた協議に当たっての留意事項（H28.4 都市計画運用指針を改正）  
協議の透明化、円滑化を図るべく、協議ルール作成における留意事項を明確化

- ① 都市計画決定等の手続に先立ち、十分な時間的余裕をもって事前協議を実施すること
- ② 協議における標準処理期間を設定すること
- ③ 協議不調の場合、協議内容に対する考え方を市町村都市計画審議会に提出すること

## 留意事項の定着に向けた取組の内容（H30.8以降）

町村の都市計画の決定に関する  
都道府県の同意の廃止関係

<p>H30.8 ～9</p>	<p>・国交省より事務連絡を都道府県宛に発出 留意事項を位置付けている協議ルール<sup>の</sup>の優良事例を周知するなど、留意事項を協議ルールとして適切に策定・更新するよう要請</p>
<p>H30.10</p>	<p>・国交省より留意事項を位置付けていない都道府県に対して、協議ルールの定着状況について調査を実施</p>
<p>H31.1</p>	<p>・国交省より課長通知を都道府県宛に発出 町村の都市計画決定に係る都道府県知事の同意について、平成30年の閣議決定の内容を周知した上で、留意事項を明文の協議ルールに位置付けることの重要性を示しつつ、適切に協議ルールを策定・更新するよう改めて要請。</p>
<p>H31.2<sup>の</sup></p>	<p>・国交省より留意事項を位置付けていない都道府県に対して、策定・更新の働きかけ及び定着状況の確認 ・地方六団体分権事務局より閣議決定の内容等に関する通知を都道府県宛に発出</p>
<p>H31.2 ～3</p>	<p>・国交省において定着に向けた取組が特に遅れている都道府県※に対して、直接訪問による策定・更新の働きかけ ※ 2月に行った確認の際に、「留意事項の記載を検討していない」又は「留意事項の記載について未定」等と回答した3団体</p>
<p>H31.4</p>	<p>・国交省より全国都市計画主管課長会議において本案件を説明</p>
<p>H31.4 ～R1.7</p>	<p>・留意事項を位置付けていない都道府県に対し課長通知を受けた協議ルールの定着状況について調査を複数回実施 ・調査結果を踏まえ、適宜個別に働きかけを実施</p>

# 各都道府県の留意事項の定着状況について（令和元年7月時点）

町村の都市計画の決定に関する  
都道府県の同意の廃止関係

- H30.10以降、令和元年7月時点で新たに24団体が協議ルールを策定又は更新。計35団体が全ての留意事項を位置付けている状況。
- 協議ルールを策定していない1団体は、3ヶ月以内に全ての留意事項を位置づける方向で、市町村と調整中。
- 定めていない留意事項が1つ以上ある11団体についても、全ての団体が遅くとも2019年度内に全ての留意事項を位置付ける方向で検討中。

策定状況	H30.10	H31.2	R1.7	R1.7現在の状況
協議ルール策定	45	45	46	
3項目全て記載	11	21	35	
記載していない項目あり	34	24	11	
∨ 協議ルール未策定	2	2	1	3ヶ月以内に3項目を全て盛り込んで協議ルールを策定する方向で検討中
策定・更新見込	H30.10	H31.2	R1.7	R1.7現在の状況
～2019年度上半期	22	14	5	案作成済：5団体、案作成中：0団体
～2019年内	-	-	1	案作成済：0団体、案作成中：1団体
～2019年度内	-	5	6	案作成済：1団体、案作成中：5団体
その他（未定・検討中他）	14	7	0	



- 今年度中に必要な措置を講じ、同意を廃止する方向で、引き続き、内閣府地方分権推進室及び地方六団体分権事務局と連携し、留意事項の定着を進めていく。

# 国有農地等について

8

令和元年8月8日

農林水産省

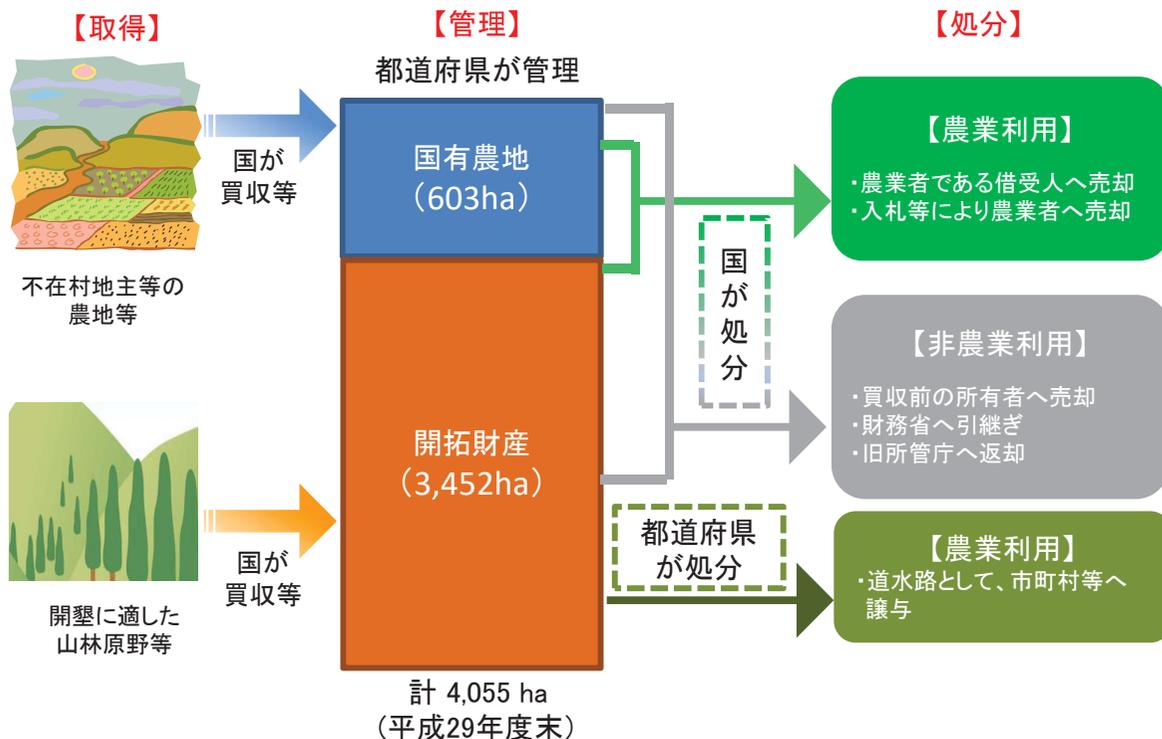
重点番号23:旧農地法に基づく国有農地等に関する運用及び  
手続の見直し(農林水産省)

# 1 国有農地等の概要

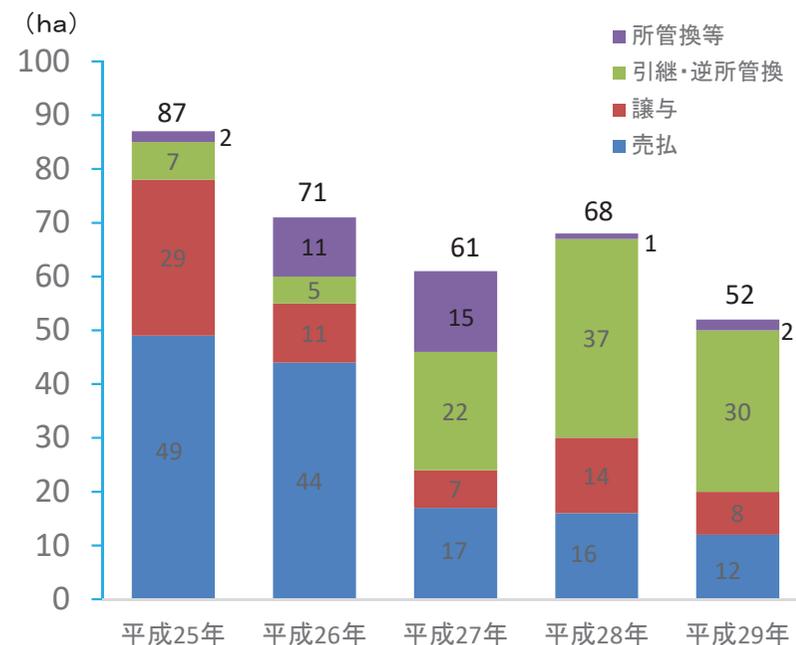
- 「国有農地等」とは、戦後間もなく、自作農の創設等を目的に、旧自作農創設特別措置法等に基づき国が買収した土地等であり、平成29年度末において4,055ha保有している。
- 国有農地等は、その取得経緯から「国有農地」と「開拓財産」に区分され、その管理は農地法等の規定に基づき、法定受託事務として都道府県が行っている。
  - 国有農地** : 戦後農業生産力の発展と農村の民主化の促進のため、国が不在村地主等から買収した農地等
  - 開拓財産** : 食糧増産と帰農促進のため、国が買収した山林原野、所管換・所属替を受けた土地等
- 国有農地等については、早期に処分することとしている。

6

## 制度の仕組み

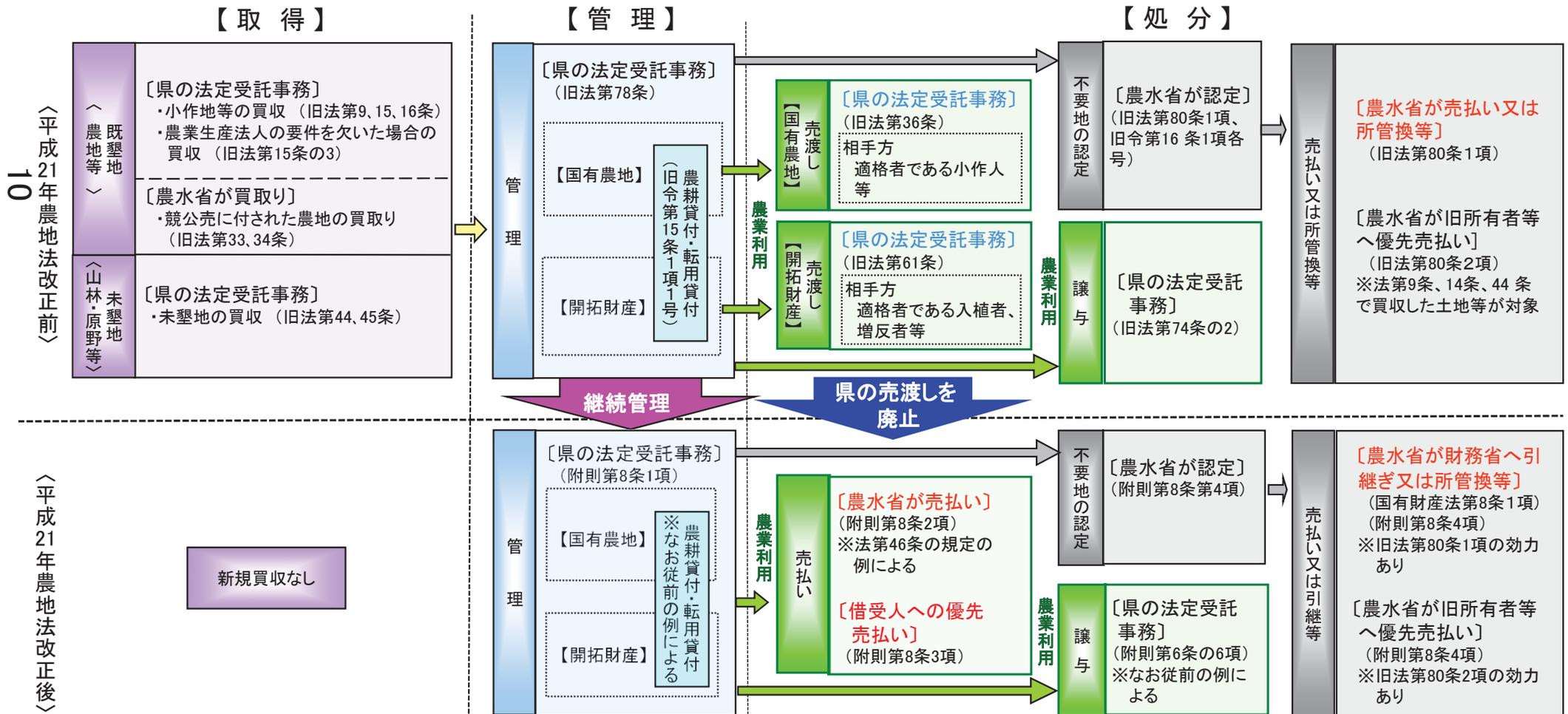


## 過去5年間の処分実績



## 2 国有農地等の取得・管理・処分

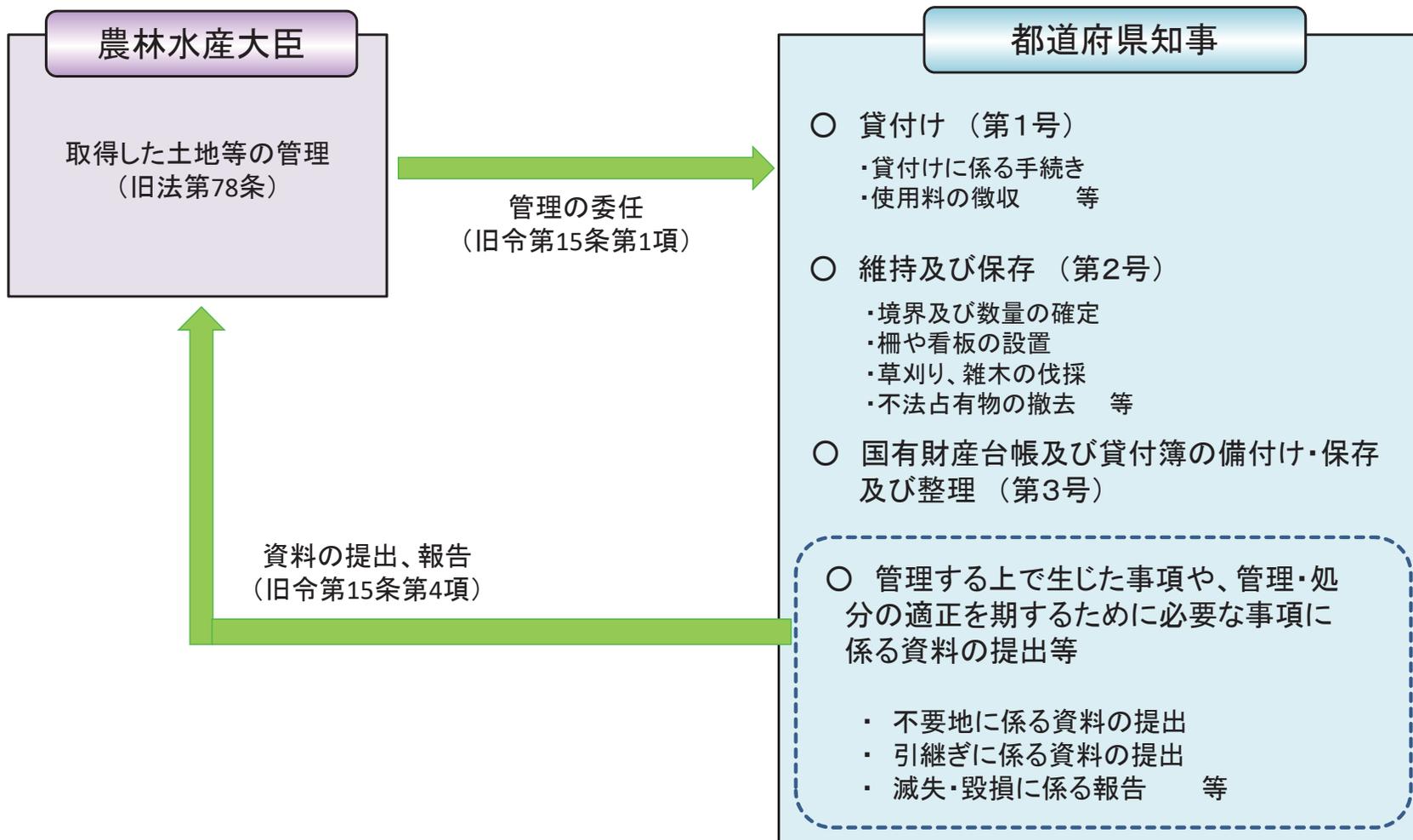
- 平成21年の農地法改正により、自作農創設を目的に都道府県が法定受託事務として行ってきた国有農地等の取得は廃止された。
- 平成21年農地法改正前に取得した国有農地等の管理については、農地改革以降、都道府県知事が取得・売渡しを行いながら管理をしてきた経緯等から、引き続き法定受託事務として、都道府県が行うこととされた。
- これらの国有農地等の処分には、①農業利用目的の売払い・譲与、②非農業利用目的の売払い・所管換等があり、農業利用目的の譲与は引き続き都道府県が行い、それ以外の処分は国が行っている。



（注）「法」とは、平成21年改正後の農地法、「旧法」とは、平成21年改正前の農地法、「附則」とは農地法等の一部を改正する法律附則をいう。

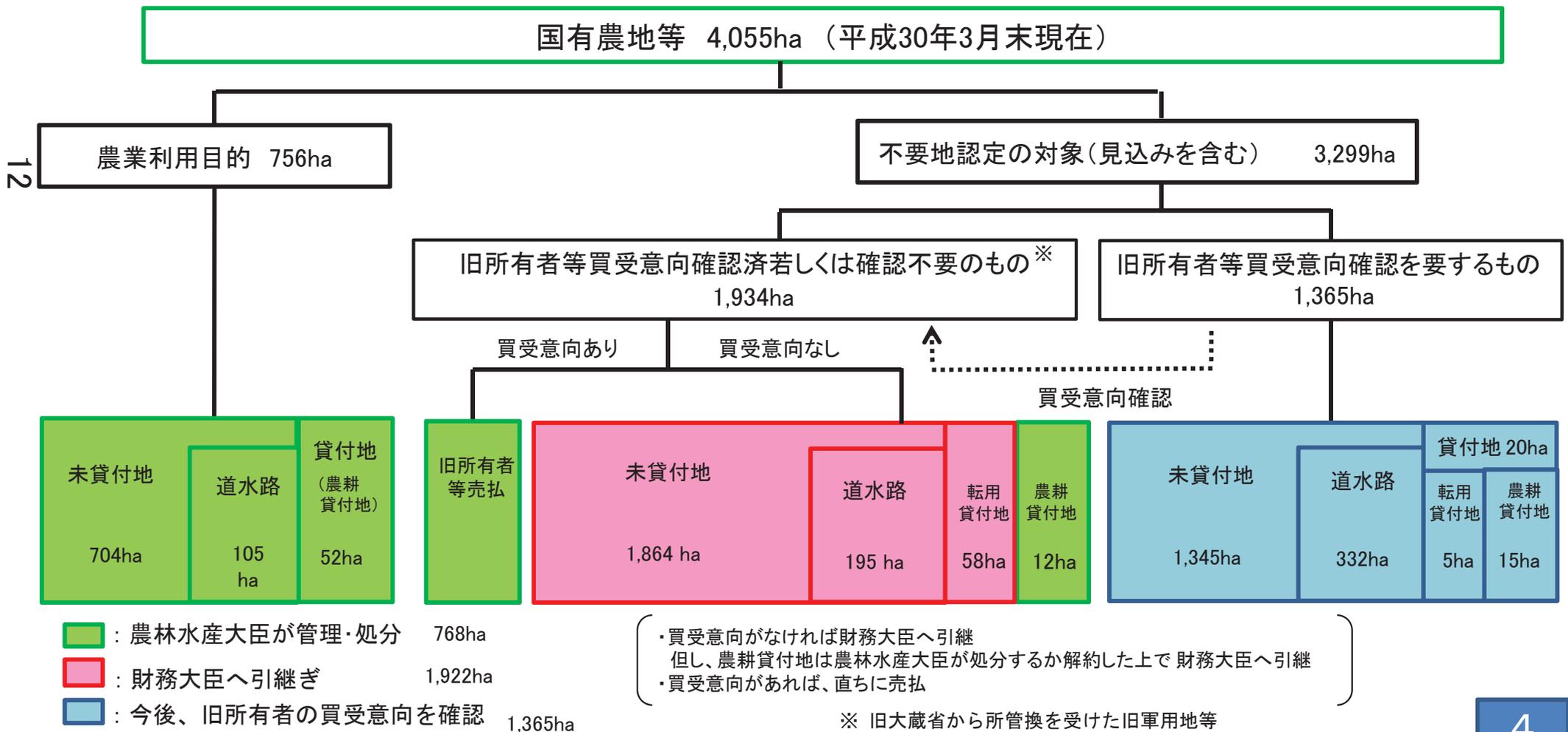
### 3 国有農地等の管理

- 取得した土地等の管理は、法定受託事務として都道府県知事に委任されており、管理のために必要な経費については、国が手当てしている。
- 都道府県知事が行う管理の内容は、「貸付け」、「維持及び保存」、「国有財産台帳等の保存・整理」及び土地等の管理を行う上で生じた事項や適正な管理及び処分のために必要な事項(不要地認定、引継ぎ等に必要な事項)についての農林水産大臣への資料提出等である。



# 4 国有農地等の管理・処分方針

- 農地法の規定に基づき管理している土地(国有農地等)のうち、
  - ① 農業利用目的の土地(道水路等を含む。)及び農業利用の目的に供しないと認めた(不要地認定)土地のうち旧所有者等の買受意向のある土地と農耕目的で貸付けしている土地は、農林水産大臣が管理・処分。
  - ② ①以外の土地(旧所管庁が大蔵省等の土地を含む)は、財務大臣に引継ぐ。
- 旧所有者等の買受意向確認が未済のものは、順次、買受意向の確認を行い、①、②により農林水産大臣又は財務大臣が管理・処分。



# 5 不要地認定と財務省への引継ぎ

- 不要地認定とは、農林水産大臣が、都道府県知事から提出される調書に基づき、管理中の国有農地等について、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めることである。
- 平成29年度末現在において、管理面積4,055haのうち、約900haが不要地認定済みである。
- 不要地認定された国有農地等については、原則、都道府県等と国との間で行う事前調整を経た後、農林水産大臣から財務大臣へ引き継がれ、財務省において管理及び処分されることになる。

## 不要地認定

以下の基準を満たすものについて認定  
(旧令第16条第1項)

- 1 公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実な土地  
(例) 学校用地として貸し付けられている土地
- 2 市街化区域内にある土地等又は市街地の区域内若しくは市街地化の傾向が著しい区域内にあるその他の土地  
(例) 市街化区域内又は都市計画区域内の用途地域内にある土地
- 3 洪水、地すべり、鉱害その他の災害により、農地若しくは採草放牧地又はこれらの農業上の利用のため必要な土地等として利用することが著しく困難又は不相当となった土地  
(例) 災害復旧工事等を行うことが技術的物的に困難な土地
- 4 その他土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地  
(例) その地域の土地利用の動向からみて、将来とも農業上の利用に供される見込みがない土地

## 引継ぎ

### 都道府県等

- 国と事前調整

- ・ 書面確認
- ・ 現地確認



- 引継調書の作成・送付

農林水産省（地方農政局）

引継通知

**引継完了**

引継引受財産受領証書

財務省（財務局）

財務省による管理及び処分へ

## 主な確認事項

### ○ 境界の確定

- ・ 現況が公図と一致していること
- ・ 境界標(永久杭)が存在していること等

### ○ 工作物等の越境状態等の確認

- ・ 越境状態が確認された場合は、是正若しくは、「工作物等の越境の是正に関する確約書等」の提出

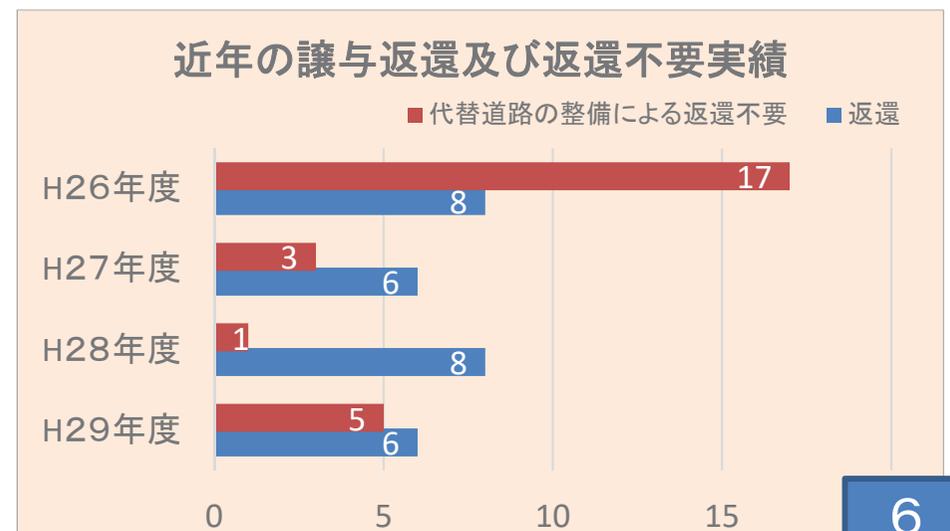
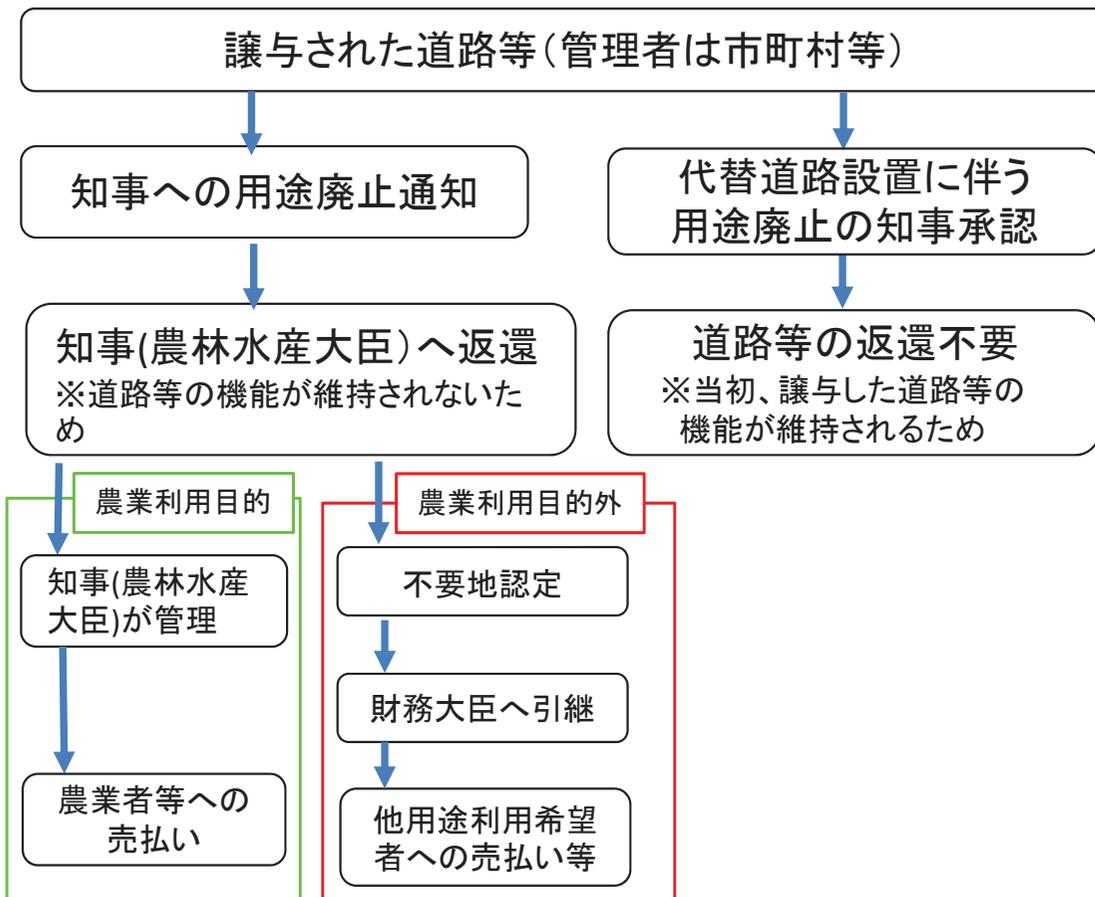
### ○ 土地の履歴等から必要に応じて実施

- ・ 土壌調査
- ・ 地下埋設物調査 等

# 6 道路等の譲与について

- 旧開拓地区内においては、農林水産大臣が市町村等に無償で譲与した農業利用目的の道路等が存在（S45～H29までの譲与面積28,086ha）。その道路等については、その用途を廃止したときはこれを無償で農林水産大臣に返還することが条件。ただし、譲与された道路等の代替道路を設置する場合には返還が不要。
- 返還された道路等のうち、農業利用目的に供することが相当である土地は、農林水産大臣が管理・処分を実施。一方、農業利用目的に供さない土地は不要地認定を行い、引継の事前調整を実施し、財務大臣へ引き継いだ上、適正価格を算定し、売却手続きを実施。

## <譲与された道路等の用途廃止手続き>



## ○ 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第1条による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)

(道路等の譲与)

第七十四条の二 国は、第六十一条に掲げる土地等を同条の規定により売り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池(これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」という。)又は道路等の用地であつて農林水産大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林水産大臣の指定する者に譲与することができる。

2~4(略)

(買収した土地、立木等の管理)

第七十八条 国が第九条第一項若しくは第二項、第十四条第一項(第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十五条の三第一項若しくは第二項、第四十四条第一項、第五十六条第一項、第五十九条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により買収し、第十六条第一項の規定に基づく申出により買収し、第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定に基づく申出により買い取り、第五十五条第三項(第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)若しくは第五十八条第一項の規定に基づく請求により買収し、又は第七十四条の二第一項の条件に基づき返還を受けた土地、立木、工作物及び権利、公有水面埋立法により農林水産大臣が造成した埋立地並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、所管換又は所属替を受けたものは、農林水産大臣が管理する。

2 前項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(売払)

第八十条 農林水産大臣は、第七十八条第一項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若しくは所属替をすることができる。

## ○ 農地法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第285号)第1条による改正前の農地法施行令(昭和27年政令第285号)

(買収した土地等の管理)

第十五条 法第七十八条第一項の農林水産大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、同条第二項の規定により都道府県知事が行うこととする。

一 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利(農林水産大臣が法第八十条第一項の規定による売払い、所管換若しくは所属替をするため、又はその他の事由により自ら管理することを相当と認めてその旨を都道府県知事に通知したものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を次条に定める手続に従い貸し付けること。

二 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利の維持及び保存を行うこと。

三 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利についての国有財産台帳及び貸付簿を備え、これを保存し、及び整理すること。

2～3 (略)

4 農林水産大臣は、法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利の管理及び処分の適正を期するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの財産について、その状況に関する資料又は報告を求めることができる。

(売り払うべき土地等の認定)

第十六条 農林水産大臣は、次に掲げる土地等につき法第八十条第一項の認定をすることができる。

一～三 (略)

四 公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実な土地等

五 法第四条第一項第五号に規定する市街化区域内にある土地等又は市街地の区域内若しくは市街地化の傾向が著しい区域内にあるその他の土地等

六 洪水、地すべり、鉱害その他の災害により農地若しくは採草放牧地又はこれらの農業上の利用のため必要な土地等として利用することが著しく困難又は不相当となつた土地等

七 その他自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等

2 農林水産大臣は、前項第七号に掲げる土地等につき法第八十条第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見をきかなければならない。

## ○【附則】(抄)農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)

(未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置)

第六条 (略)

2~5 (略)

6 この法律の施行の際現に旧農地法第六十一条各号に該当している土地等(第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二条の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。)の譲与については、なお従前の例による。

(買収した土地等の管理及び売払いに関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧農地法第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地等(附則第三条の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に買収した土地等及び附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二条の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。)の管理については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例により管理する土地等については、附則第五条の規定によりなお従前の例により売り渡す場合又は第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農地法第八十条の規定により売り払い、若しくはその所管換若しくは所属替をする場合を除き、新農地法第四十六条の規定の例により売り払うものとする。

3 (略)

4 第一項の規定によりなお従前の例により管理する土地等の売払い並びに所管換及び所属替並びに公共用又は公用への転用については、旧農地法第八十条の規定及び附則第二十条の規定により廃止された国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、旧農地法第八十条第一項中「第七十八条第一項の規定により」とあるのは「農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例により」と、「自作農の創設又は土地」とあるのは「土地」と、同条第二項中「もの」とあるのは「もの(農地法等の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の第九条又は第十四条の規定により買収したものを含む。)」とする。

5 (略)

## ○ 農地法関係事務に係る処理基準について(H12.6.1 12構改B第404号 農林水産事務次官通知)

別紙2 農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準

### 第5 改正法附則第6条第6項関係

都道府県知事は、旧法第74条の2第3項の規定により、譲与の相手方に譲与通知書を交付するに当たっては、同条第1項に規定する条件によるほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 譲与された道路等の用途を廃止しようとする場合には、あらかじめその旨を都道府県知事に通知すること。
- (2) 譲与された道路等の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を第三者に移転又は設定しないこと。

## ○ 農地法関係事務処理要領の制定について

(H21.12.11 21経営第4608号 21農振第1599号 農林水産省経営局長、農村振興局長通知)

別紙2 農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領

### 第4 開拓財産の譲与関係

#### 4 譲与後の措置

##### (3) 用途廃止に伴う返還措置

ア 都道府県知事は、(1)による通知又は(2)による実地調査若しくは報告等の結果、その管理等に関し必要な指示をしても、道路等の譲与を受けた者がなおその道路等をその用途に供しない場合には返還を求める。

なお、譲与を受けた道路等に替わるべき道路等が設置されることに伴いその譲与を受けた道路等の用途が廃止される場合で、あらかじめその用途を廃止することにつき都道府県知事の承認を受けているときは、その承認に係る道路等の返還を求めないことができる。この場合、返還をしないこととした道路等について、その道路等に仮登記がなされている場合には、仮登記の抹消手続をする。

## ○ 国有財産法(昭和23年法律第73号)

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六条 普通財産は、財務大臣が、これを管理し、又は処分しなければならない。

(国有財産の引継)

第八条 行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合には、各省各庁の長は、財務大臣に引き継がなければならない。ただし、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを相当としないものとして政令で定めるものについては、この限りではない。

2 (略)